

医療法人聖心会を認定！

徳島県内
第40号

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第40号として、医療法人聖心会を平成27年2月12日付けで認定しました。



徳島労働局長室で認定通知書交付式を行いました



平成27年3月17日の認定通知書交付式において、樋野局長から認定通知書の交付を受ける医療法人聖心会の桂事務長（右）



次世代認定マーク「くるみん」

医療法人聖心会の取組の概要

1 行動計画の期間

平成23年4月1日～平成26年12月31日までの3年9か月

2 行動計画の目標

- ① 計画期間中の育児休業の取得状況を、女性職員は80%以上の現状を維持し、男性職員については1人以上の取得を目指す。
- ② 育児休業中の職員が職場復帰しやすい環境を整備する。

3 取組結果

- ① 女性職員の取得率は100%。男性職員は1名が育児休業を取得した。
- ② 平成24年10月から、育児休業中の職員に対し、円滑な職場復帰を図るため、職場の情報提供（院内研修資料、職場内で周知した重要事項等）を行うこととした。

4 その他の先進的取組

- ① 子の看護休暇制度について、満10歳に達するまでの子を養育する職員が取得可能としている。また、昇給、賞与、退職金の算定に当たっては、取得した日は通常の勤務をしたものとみなしている。
- ② 育児短時間勤務制度の適用を受ける期間について、昇給及び退職金の算定に当たっては、通常の勤務をしているものとみなしている。